

(案)

○高知市行政不服審査会事務処理要領

平成 年 月 日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市行政不服審査法施行条例（平成28年高知市条例第16号）（以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、高知市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）（以下「法」という。）及び条例で定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(合議体を構成する委員の指名)

第3条 条例第9条第1項に規定する委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体の委員の指名については、審査会の会長（以下「会長」という。）の指名をもって委員会の指名とする。

2 条例第9条第1項に規定する審査会が定める場合に設置する委員の全員をもって構成する合議体の設置については、会長の決定をもって審査会の定めとする。

3 会長は、第1項の指名及び第2項の定めを行ったときは、速やかに委員の全員に通知するものとする。

(除斥の手続)

第4条 審査請求に係る事件を調査審議する委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

(1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

(2) 審査請求人又は参加人

(3) 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

(4) 審査請求人又は参加人の代理人

(5) 前2号に掲げる者であった者

(6) 審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(7) 法第13条第1項に規定する利害関係人（参加人は除く。）

2 条例第9条第1項に規定する合議体（以下、「合議体」という。）の審査長は、審査請求に係る事件を調査審議する委員が前項各号のいずれかに該当すると思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。

3 会長は、合議体で調査審議する審査請求に係る事件につき当該合議体に属する委員が

第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該委員を当該合議体の調査審議から除斥し、又は当該委員に代えて他の委員を当該合議体の調査審議に参加させなければならない。

(除斥事由に準ずる事情等の申出)

第5条 審査請求に係る事件を調査審議する委員は、自らについて、前条第1項各号に規定する場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は法第13条第1項に規定する利害関係人との間に取引関係又は委任契約関係がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、会長に対し、その旨を申し出なければならない。

2 会長は、前項の申出を受けた場合において、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがあると認めるときは、当該申出又は報告に係る委員につき、前条第3項に準じた措置をとらなければならない。

(諮問の方法)

第6条 法第43条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）は、様式第1号の諮問書の提出により行わせるものとする。

2 諮問書には、法第43条第2項の規定により審理員意見書及び事件記録の写しを添付させるほか、次に掲げる資料を添付させるものとする。

(1) 事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面（当該事件記録の写しに含まれる提出書類等に係る法第38条第1項の規定による閲覧若しくは交付の求めに関する書類又は当該提出書類等の閲覧若しくは交付の求めについて提出人がその意見を記載した書類がある場合には、それらを添付するものとする。）

(2) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。以下同じ。）

(3) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面

3 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる審査請求に係る事件の区分に応じ、諮問書に、当該各号に定める資料を添付させるものとする。ただし、当該資料が事件記録に含まれている場合は、この限りでない。

(1) 処分（口頭でした処分及び事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件
当該処分の決定通知書

(2) 法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件
当該申請の申請書及び当該処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号。以下この項において「手続法」という。）第2条第8号ロに規定する審査基準（第4号において単に「審査基準」とい

う。)

- (3) 手続法第2条第4号に規定する不利益処分についての審査請求に係る事件 同条第8号ハに規定する処分基準
- (4) 不作為についての審査請求に係る事件 当該不作為に係る処分についての申請の申請書並びに当該処分に係る審査基準及び手続法第6条に規定する標準処理期間

(諮問の取下げ)

第7条 諮問の取下げは、その旨及び理由を記載した様式第2号の諮問取下書により行わせるものとする。

(事件の分配等)

第8条 合議体に対する審査請求に係る事件の分配については、会長が定める。

- 2 審査長は、当該合議体に係属している審査請求に係る事件について、当該合議体の意見が過去に審査会のした答申に反することとなる場合その他委員の全員をもって構成する合議体で調査審議することが適当と思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。
- 3 会長は、合議体に係属している審査請求に係る事件について、当該合議体の意見が過去に審査会のした答申に反する場合その他適当と認める場合には、当該審査請求に係る事件を委員の全員をもって構成する合議体に取り扱わせることができる。

(専門委員の設置の依頼)

- 第9条 審査会は、合議体において審査請求に係る事件の事実関係若しくは争点を明瞭にし、又は調査審議の円滑な進行を図るため必要と認めるときは、条例第8条の規定による専門委員（以下、「専門委員」という。）の設置を市長に依頼するものとする。
- 2 専門委員は、第4条第1項各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

(主張書面等の提出期限の通知)

- 第10条 会長は、合議体における調査審議の効率的な遂行に資するため必要があると認めるときは、合議体の会議の開催に先立ち、法第81条第3項において準用する法第76条の規定による主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間を定めることができる。
- 2 合議体は、必要があると認めるときは、合議体の会議の後に、主張書面等を提出すべき相当の期間を定める。
 - 3 前2項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、審査会は、様式第3号の書面により、審査関係人に通知する。

(諮問を要しない場合の意見の通知)

第11条 審査会は、合議体が、当該合議体に係属している審査請求に係る事件が法第43条

第1項に該当する旨の決定をしたときは、様式第4号の書面により、審査庁にその旨を通知する。

(主張書面等の提出の求め)

第12条 審査会は、合議体が、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により審査関係人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、様式第5号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。

(主張書面等の取扱いについての意見照会)

第13条 審査会は、第10条又は第12条の規定による通知を行う場合には、当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ様式第6号の書面により、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人に対して聴くものとする。ただし、会長又は合議体が、意見聴取を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

(口頭での説明の求め)

第14条 審査会は、合議体が必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭での説明を求め、その説明を聴取する。

2 前項の説明を求める場合には、様式第7号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。

3 第1項の説明に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、合議体が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 審査請求人及びその補佐人

(2) 参加人及びその補佐人

(3) 審査庁の職員

(口頭意見陳述)

第15条 審査会は、合議体が必要があると認めるときは、審査関係人に対し、様式第8号の書面により、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述(以下、「口頭意見陳述」という。)を行う意思の有無を確認する。

2 審査関係人による口頭意見陳述の申立て(補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。)は、様式第9号の口頭意見陳述申立書の提出により行わせるものとする。

3 審査会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か(補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。)を合議体において決定し、様式第10号又は第11号の書面により当該申立てを行った審査関係人に通知する。

4 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内と

する。ただし、合議体が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 審査請求人及びその補佐人
- (2) 参加人及びその補佐人
- (3) 審査庁の職員

(主張書面等の閲覧又は交付)

第 16 条 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による閲覧又は交付の求めは、様式第 12 号の主張書面等閲覧等請求書の提出により行わせるものとする。

- 2 審査会は、審査関係人から主張書面等閲覧等請求書が提出された場合には、当該求めに係る主張書面等に係る閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、様式第 13 号の書面により、当該主張書面等の提出人より、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。ただし、会長又は合議体が、意見聴取を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、合議体において、第 1 項の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見も踏まえて、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、様式第 14 号又は第 15 号の書面により、当該求めを行った審査関係人に通知する。
- 4 審査会は、主張書面等の提出人から当該主張書面等の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面等について閲覧をさせ、又は交付をするときは、様式第 16 号の書面により、当該提出人にその旨を通知する。
- 5 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項に規定する合議体が定める電磁的記録の閲覧の方法は、日時を指定して、審査会事務局において、当該電磁的記録を再生若しくは映写したもの又は用紙に出力したものにより実施する方法とする。
- 6 第 3 項に規定する決定の手続は、合議体の会議を開催することが困難なときは、当該合議体の審査長の決定をもってこれに代えることができる。

(手数料の減免)

第 17 条 主張書面等の交付に係る手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等による高知市行政不服審査法施行細則第 3 条の規定による書面の提出は、様式第 17 号の交付手数料減額（免除）申請書を提出することにより行わせるものとする。

- 2 審査会は、審査請求人等から前項の規定による交付手数料減額（免除）申請書が提出された場合には、減額又は免除を行うか否かを合議体において決定し、様式第 18 号の書面により、当該審査請求人等に通知する。
- 3 前項に規定する決定の手続は、合議体の会議を開催することが困難なときは、当該合議体の審査長の決定をもってこれに代えることができる。

(調査審議の手続の合併又は分離の通知)

第 18 条 条例第 10 条第 2 項に規定する調査審議の手続の併合又は分離は、合議体の会議においてこれを決定する。

2 審査会は、合議体が前項の決定をしたときは、様式第 19 号の書面により、審査関係人にその旨を通知する。

(審理手続の承継の通知)

第 19 条 審査会は、諮問に係る審査請求に係る事件について法第 15 条の規定による手続の承継があったときは、審査庁より、その旨の通知を受けるものとする。

2 審査庁による前項の通知は、様式第 20 号の書面により行わせる。

(諮問後の総代又は代理人の選任等に係る通知)

第 20 条 審査会は、諮問に係る審査請求に係る事件について総代又は代理人が選任され、又は解任されたときは、審査庁より、その旨の通知を受けるものとする。

2 審査庁による前項の通知は、様式第 21 号又は第 22 号の書面により行わせる。

(答申の方法)

第 21 条 答申は、審査庁に対し、様式第 23 号の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。

2 審査会は、前項の交付に当たっては、審査庁に対して、様式第 24 号の受領書の提出を求める。

(答申の写しの送付)

第 22 条 法第 81 条第 3 項において準用する法第 79 条の規定による審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、様式第 25 号の書面を添えて、郵送により行う。ただし、様式第 24 号の受領書と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。

(会議の公開及び非公開の取扱)

第 23 条 条例第 7 条の規定による審査会の会議は、公開する。ただし、高知市における附属機関等の会議の公開に関する要綱(平成 12 年 8 月 1 日告示第 148 号)第 3 条各号に該当する場合はこの限りでない。

2 条例第 9 条の規定による合議体の調査審議は、公開しない。

(会議の開催記録)

第 24 条 審査会又は合議体の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員及び専門委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した開催記録を作成するものとする。

2 前項の開催記録は、高知市ホームページにおいて公表する。

(答申の公表)

第 25 条 審査会が答申をしたときは、速やかに、その内容を高知市ホームページにおいて

公表する。

(裁決書の写しの提出の求め)

第 26 条 審査会は、審査庁が審査会の答申を受けて裁決を行ったときは、当該答申に係る裁決書の写しの提出を求める。

2 前項の裁決書の写しの提出の求めは、第 21 条第 1 項の規定による答申書の交付に併せて、様式第 26 号の書面により行う。

(公印)

第 27 条 会長の公印は次のとおりとする。



方 24 ミリメートル
字体 古字体
木印

(雑則)

第 28 条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。